

# 下田歌子の「良妻と賢母」(一)

伊藤由希子

## 1

下田歌子の死後、その思想や教育理念がそれ自体まとまったものとして、研究、あるいは注目される機会に限られていた。その最大の理由は、たとえば下田の著書『家庭』に関する岩見照代による次のような解説・評価に明らかである。

このように最高権力(美子皇后とその夫である明治天皇を指す…論者注)をバックにした歌子は、次代の国民を育てる「賢母良妻論」を主導する女子教育家として重視され、当時のジャーナリズムで縦横に筆を振るう女性知識人のトップク

ラスに位置する存在となる。……

本書は詳細な目次にあるとおり、歌子の渡欧体験を踏まえた比較家庭論や、その家庭の起源だけでなく、衛生・育児・料理・裁縫・女礼・趣味・教養など主婦役割を果たすためのノウハウがきめこまかく論じられた当時の〈家庭〉総集編として重要であることはいうまでもない。それだけでなく本書は、こうした体制イデオログである歌子の、反〈新しい女〉論でもあるわけだが、〈下田歌子〉の存在自体がいかにバラドキシカルな存在であったかを考えると、性差別の近代的なシステムの構造を解きあかすためにも重要であるといえる。<sup>1</sup>

下田のみならず、「賢母良妻」「良妻賢母」といったことを説く者は、そのことゆえに、「性差別の近代的なシステム」構築に大きな役割を果たした「体制イデオログ」であるとすることのような評価は、特に第二次大戦後の、いわゆる戦後民主主義の教育理念においては、一般的なものとなつていったと言えよう。

下田の著作には、実際、「賢母良妻」「良妻賢母」といった言葉が頻出し、下田はそれをめざすべき女性像として説いている。また、「良妻賢母」という語は前近代にはなく、明治に入り、一八七〇年代に「賢母良妻」、一八九〇年代になつて「良妻賢母」という語が用いられるようになった<sup>2</sup>こと、そして一八九三(明治二十六)年に発刊された下田初めての著作『家政学』の「緒言」にすでに「良妻賢母」の語が見えることを考えれば<sup>3</sup>、下田を「賢母良妻論」を主導する女子教育家<sup>4</sup>と見るのは当然のことと言えよう。

しかし、下田が「賢母良妻論」を主導する女子教育家<sup>5</sup>であつたことが、そのまま、彼女が「性差別の近代的なシステム」構築に大きな役割を果たした「体制イデオログ」であつたということになるかについては、なお慎重かつ丁寧な議論が必要であるように思われる。「賢母良妻」「良妻賢母」という発想・理念が、「家内領域全体を女性の責任とし、再生産とそこから派生する家内労働を女性のみにも担わせることを意図した、性役割固定化

の論理<sup>4</sup>」としてはたらいだ面があることは、この国の歴史を見れば、認めざるを得ない。しかし、結果的にそのようになったとは言え、もともと「賢母良妻」「良妻賢母」といった発想・理念のすべてが、そのような「性役割固定化」や「性差別の近代的なシステム」構築をめざしていたかはまた別の問題であろう。「賢母良妻」「良妻賢母」というあり方自体は、好ましい人間像の特殊の具現として、そこにある種の普遍的な真理を孕んでいるはずである。教育史家の小山静子は、「良妻賢母」という規範が江戸期以前の儒教的・封建的伝統に由来するものではなく、明治・大正とい

う日本の近代国家形成期に作られたものであり、「女性が妻・母として家庭内で果たす役割や女性の「高い」道徳性が国家的な視点から価値づけられ、そのことによつて女子教育の必要性が主張されていた。そしてこのことは、女が抽象的人格としての国民としてだけでなく、家事・育児を通して国家に貢献する具体的国民としてとらえられたことを意味しており、まさにここに良妻賢母思想登場の意義があつた」と言う<sup>6</sup>。つまり、近代国家に女性を効率よくからめとつていくという目的のために持ち出されたのが「賢母良妻」「良妻賢母」という規範であり、そのことを大前提とし、近代の女子教育は進められていったというのである。

しかし一方で教育社会学者の深谷昌志は、「現在では、古い、あるいは、戦前の女子教育の代名詞のようにマイナスのシンボル

として使用される」「良妻賢母」という言葉は、「少なくとも、敗戦までは侵すことのできない理念として」「無限定的な抱擁性」を保持していた」、つまり敗戦まではたしかに絶対的とも言えるイデオロギーとしてはたっていた語ではあるものの、「しかし、「良妻賢母」は固定化された観念を無批判に受けついできたものでも、また、明治維新を契機として、欧米の影響を受けて合目的的に造りだされたものでもない」と言う。

つまり、それははじめから近代国家に女性を効率よくからめとつていくという目的をもつて登場した言葉ではなく、この言葉が広まり、人口に膾炙していく過程で、徐々にその意味や目的が方向付けられ、固定化されていったと深谷は捉えているのであるが、下田の思想を見るときにもこのような観点が必要であるように思われる。なぜなら、先に述べたように、下田がかなり早い時期から「賢母良妻」「良妻賢母」といった言葉を使っていたことが明らかであるからこそ、それらの言葉には、後年になってイデオロギーとして固定化される以前の、下田そのひとの思想・理念といったものが、色濃く反映されていると考えられるからである。本論考で見ていく下田歌子著『良妻と賢母』は、明治四十五年つまり大正元年となる明治最後の年の五月に世に出た。下田自身が書いたこの本のあとがき（「良妻と賢母のうしろに」）によれば、この本は、もともと、下田が「嘗て家に在りけるをしへ子達

に、呉竹のよゝに傑れたる女の伝記どもを、片糸のより／＼に物語<sup>9</sup>、つていたことをもとに書かれたものであると言う。下田は一八八二（明治十五）年に私立の女学校をつくり、上流家庭の子女たちに教育を与えていたが（下田学校。のち桃天学校、桃天女塾）、そこで学生たちに語ったり、あるいは華族女学校の教え子たちに課外で語っていたことをまとめたのが本書だということである。つまり、この『良妻と賢母』は、まずは下田の家という私的な「場」で語られたものであり、それがいずれば、いわゆる近代的・国家的イデオロギーにからめとられていったとしても、それが語られた初発の時点においては、そうしたものから一定自由な、下田の思想・理念を語ったものであったとして見ることもできであろう。

丸山眞男は、思想研究の基本姿勢について、次のように言っている。

過去の伝統的な思想の発掘を問題にする場合に、われわれはその思想の到達した結果というものよりも、むしろその初発点、孕まれて来る時点におけるアンビヴァレントなもの、つまりどつちにもいかわからない可能性、そういうものにいつも着目することが必要であります。

（「思想史の考え方について」<sup>10</sup>）

「賢母良妻」「良妻賢母」についても、我々は、「その思想の到達した結果というものよりも、むしろその初発点、孕まれて来る時点におけるアンビヴァレントなもの、つまりどつちにくいかかわらない可能性」といったものに留意する必要がある。

本論考では下田の『良妻と賢母』に、下田が「賢母良妻」「良妻賢母」という言葉にこめた理念・思想を探り、最終的には、そこから、現代の私たち、特に女性のあり方・生き方のヒントを探っていききたい。「ネガ」を「ネガ」のままに美化したり、排撃したりすることが問題なのではなく、われわれの今日の責任と行動において「ネガ」像から「ポジ」を読みとる」（丸山眞男「忠誠と反逆」<sup>11</sup>）ことが、本論のねらいである。

## 2

『良妻と賢母』は、その内容から上編と下編に分けられており、上編には主に「良妻」に関する事、下編には「賢母」に関する事が語られている。下田が「緒言」に「此書は、主として、古今東西の良妻賢母の嘉言善行を採り蒐めて綴りなし、年少女子が、斯道に進む参考にもと考へたのであります」と言っているように、下田が「良妻」あるいは「賢母」と考える女性たちの伝記がこの本の大半を占めている（上編第三章「東洋の良妻伝」、同第四

章「西洋の良妻伝」、下編第三章「東洋の賢母伝」、同第四章「西洋の賢母伝」）のであるが、それら個々の具体例の前に、下田はまず、妻とは何か（上編第一章「妻の範囲」）、「良妻」とは何か（上編第二章「何をか良妻と云ふ」）、あるいは、母とは何か（下編第一章「母の範囲」）、賢母とは何か（下編第二章「何をか賢母といふ」）を一般的に論じている。

この本の本論冒頭、上編第一章「妻の範囲」はこのように始められている。

日本語で「つま」と云ふは、夫から妻をさしても、妻から夫をさしても呼んだ詞である。つまは即ち配遇者の相親しんで呼んだ詞なりとすれば、英語の「ディア」仏語の「スセル」などの如きものであらうか。其れに「漢字の妻」と云ふ字を当て箝めたのである。又、漢字、「妻」なる解釈には、妻は齊なり徳均しきなりとある。して見ると、男女同権論が盛んであつて、實際外を歩くにも、内に坐るに内部は兎もあれ。外面は、女まづ男に先立ちつゝふるまふ西洋はさて措き、男尊女卑と云はれた我が東洋の古へでも、男女室に居るは人の大倫なりとして、妻と夫とをさし並べて、相愛し相慶し、一家の主位に置いたには相違無い。況んや、一夫一婦を以て、人倫の大道であるとの説が闊歩し得る、今日の社会に至つて

は、主婦は主人の伴侶であつて、決して、隷属で無いと云ふことは、何人も首肯とすると所であらう。(上一二)

下田は、やまと言葉の「つま」のもともとの使い方、また、漢字の「妻」の字義にまでさかのぼつて、妻というものの位置を確認している。やまと言葉の「つま」は、男女の区別なく、配偶者を親しみをこめて呼んだ言葉であり、また、漢字の「妻」には「徳均し」<sup>ひと</sup>の意がある。一般的には「男尊女卑」と云はれた我が東洋の古へ<sup>いにし</sup>ではあるが、このような言葉の含意を見れば、妻と夫は「さし並べ」られるべきものとしてともに尊重されていたに相違なく、そうであれば、「一夫一婦を以て、人倫の大道であるとの説が闊歩し得る、今日の社会」にあつてはますます、「主婦は主人の伴侶であつて、決して、隷属で無い」、つまり妻は夫の下に位置づけられる存在ではない、と下田は言う。

このように言葉のもともとの意味に立ちもどつて、妻のあり方を確認しようという方法は、下田が女性の生き方を考えるときの基本姿勢に通じるものである。たとえば下田が著した歴史教科書では、日本国の歴史の始まりについて、次のように述べられてゐる。

太古、伊弉諾・伊弉册の二神ありて、此国を開き給へり。こ

れ、我が国初の歴史上、深く注意すべき事なりとす。かの欧州最古の歴史に、神、先、アダムという男子を作りて、後に、イブという女子を造れりとあるが如くならず。我が国は、最初より、伊弉諾・伊弉册の男女の二神の開き給ひたるものなり。これ、太古にありては、男女の神もろ心に、いそしみ給ひたるにぞあるべき。(『女子日本歴史教科書』上の巻)<sup>12</sup>

男性であるアダムがまず創られ、のちにそのあばら骨の一部から女性であるイブが創られたと語る『旧約聖書』と比較し、日本という国の歴史が、「男女の神もろ心に、いそしみ給ひたる」ことから始まつたことは、その後のこの国における男女のあり方、女子の位置にとつて決定的な出来事であつたと下田は見ている。つまり、『古事記』の記述は、男性と女性が等根源的であり、かつ、相助け、協力していくのがこの国における男女のあり方の基本であることを示しており、そうであれば、男尊女卑の風は、少なくとも上古の日本では一般的なことではなく、「日本上古の思想に表れた婦人観は驚く許り公平で、婦人に対して極めて寛大であり、婦人も亦安んじて各自の個性を發揮し」ていたと下田は考へてゐるのである。<sup>13</sup>

「男尊女卑」と云はれた我が東洋の古へ<sup>いにし</sup>ではあるが、こと日本に關しては、このように過去の文献を追つてみれば、女性が尊重

されていたことがあつたことは明らかであり、そしてそのことは、

歴史の積み重ねの上にいる現代のひとびとのありようにも、当然幾分かの影響を及ぼしている。そうであるならば、現代の日本女性のあり方を考えようとするときにも、過去の女性たちのあり方を知り、それをふまえないければならない、「立派な根柢を築かうとするには、我等が祖先から、今日まで連綿として続いて来た婦人の歴史と、我々の祖先が、婦人と云ふものについて発表した意見とを採り集め」、「その上から帰納して来なければな」らない（『日本の女性』）<sup>14</sup> というのが下田の信念であり、そのいわば温故知新——故きを温ねて新しきを知る——の姿勢が、この『良妻と賢母』にも貫かれている。<sup>15</sup> そしてもとの言葉の意味から妻のあり方を確認しようとしたここでもやはり、妻と夫は「さし並べ」られるべきものであることが確認されているのであり、このことが本書でこの後語られることすべての基本になつてくるのである。

### 3

このように下田はもとの言葉の意味や字義から、妻と夫は「さし並べ」られるべきものであり、「主婦は主人の伴侶であつて、決して、隷属で無いと云ふこと」を確認するのであるが、それに

続いて、このように述べている。

然しながら、妻は夫の隷属では無い、伴侶であるからと言つて、夫のする通りに、妻も亦勝手に言ひもし行ひもしたならば、それこそ、天に二日のあるやうに、一家に二つの首が出来て、始終騷擾が絶え無いであらう。これはやはり、夫唱へ婦従ふとある、東洋の古訓に則るべきで、西洋と雖も、宗教の戒の中には、婦は夫に従ふべしと記されてある。で、夫は夫らしく、妻は妻らしく、家庭が、常に平和で、波風が立たぬやうにするには、まづ、妻たるものゝ範圍を善く定めて置いて、苟くも、其範圍を越えぬやうにすることが大切である。古より、妻の僭横を譏つて、牝鶏の晨するなど、云はれたのも、みな其範圍を曖昧にして居いたからのことである。故にこゝに於いて、其妻なる者の範圍は、これくゞであらうと尋ね試みて置く必要があらうと思ふのである。

(上二—三)

妻と夫は「さし並べ」られるべきものであるとは言つても、それは、妻と夫が同じことをしてよいということではない。夫は家庭において「勝手に言ひもし行ひもし」、家族はそれに従つていくというのが一般的な家庭のありやうであらうが、そこでもしも

妻までが「勝手に言ひもし行ひもし」たならば、「一家に二つの首が出来て、始終騒擾が絶え無くなってしまう。なので、妻と夫はあくまでも「夫唱へ婦従ふ」とある、東洋の古訓に則るべき」である、と下田は言う。

先にやまと言葉の「つま」の意味、あるいは漢字の「妻」の字義から、「我が東洋の古へ」では「妻と夫とをさし並べて」いたことを確認したばかりであるが、ここで則るべきとされている古訓「夫唱へ婦従ふ」を見ると、やはり東洋では男尊女卑が強力な規範としてあつたのではないかというふうにも受けとめられかねない。しかし「西洋と雖も、宗教の戒の中には、婦は夫に従ふべしと記されてある」のであつて、東洋が特別に男尊女卑であつたということではない、と下田は言う。

では、結局下田は、「夫唱へ婦従ふ」あるいは「婦は夫に従ふべし」という、古来洋の東西を問わず浸透している男尊女卑の慣例に従えと言っているのであろうか。おそらくそうではないであろう。下田にとって「夫唱へ婦従ふ」あるいは「婦は夫に従ふべし」という訓戒は、男尊女卑の発想から出たものではなく、「家庭が、常に平和で、波風が立たぬやうにする」こと、「一家に」「騒擾」が起きないことを第一義的に考えたところから出てきたもの、つまり家・家庭という「場」からものごとを考える発想から出てきたものであつて、それと、妻と夫の優劣、男女の優

劣は、別の問題なのである。

考えてみれば、妻にせよ母にせよ、それはあるひとを指す言葉であると同時に、そこにある間柄——人間関係・人倫——をあらわす言葉でもある<sup>16</sup>。妻と言ったとき、あるいは母と言ったとき、そこにはすでに個々人を超えた関係性、また、その関係性ゆえにそのひとに求められる行為・ふるまいといったものが蔵されている。倫理学者の和辻哲郎が、「家族は、いかに原始的な段階にさかのぼってみても、すでに一定の行為の仕方を強制として含んでいるのである。親は親として、子は子として、兄妹は兄妹として、それぞれに為すべからざることを持つている。それはこれらの成員が為すかも知れずあるいは為し得ることに對する禁止である。この禁止を守る限りにおいて、それぞれの成員が家族の成員たり得るのである」、また、「家族の全体性とは個々の人のさまじまの可能性を否定して、一定のふるまい方に制限する力である。この制限によつて人々は家族の成員となり、成員の間の存在の共同が実現せられる。それが人間存在における家族的共同態なのである」(傍点原文)<sup>17</sup>と言っているように、ある家において妻としてあるうとすれば、また母としてあるうとすれば、そのひとは必ず、行為・ふるまいについての「強制」「禁止」「制限」を受けざるを得ない。下田が「夫唱へ婦従ふ」「婦は夫に従ふべし」という訓戒の遵守を説き、「夫は夫らしく、妻は妻らしく」と言うのは、

女性を抑圧するイデオロギーとしてではなく、まずは、このような「実践的行為な連関」<sup>18</sup>としてのことである。ゆえにここでは当然、「妻は妻らしく」という女性に対する「強制」「禁止」「制限」だけでなく、「夫は夫らしく」という男性に対するそれも求められてくることになる（このことについては次節に見ていく）。

だからこそ、下田は、「夫は夫らしく、妻は妻らしく、家庭が、常に平和で、波風が立たぬやうにするには、まづ、妻たるもの、範圍を善く定めて置いて、苟くも、其範圍を越えぬやうにすることが大切である」と、家庭をつつがなく経営しようとするのであれば、「妻たるもの、範圍」、つまり、「家族の成員」として受けざるを得ない「強制」「禁止」「制限」をまずは確認しなければならぬと言ひ、この後の論でそれを具体的に進めていく。

くり返し確認すれば、下田は妻や母といった女性のあり方を、個としての人間といった一般論からではなく、家・家庭という「場」から考えようとしている。「牝鶏」は「一羽の「鶏」として「農する」ことを禁じられているわけではなく、雄鳥との関係においてある「牝鶏」として捉えられたときに、「其範圍を越え」て「農する」ことが問題になってくるのである。

このことは、先の引用部分に続く論で、より明らかにになる。下田は「妻なる者の範圍」を考えるにあたって、「扱まづ、妻と夫の職責の範圍を云ふ前に、猶妻と主婦との区別あることを述ぶる

必要があらう」（上四）と言つて、一般にはほとんど区別されることのない妻と主婦とを分けて考える必要性を、次のように説く。

西洋では、大抵、女子が夫に配するのと、一家を形造るのとが、一所である故に、まづ大率、妻即ち主婦なりと心得ても宜しいと思はるゝが、我が国ではまだ左様は往かぬ。殊に貴族や富豪の家に在つては、未だ男子が独立の働きも極らぬ間に、往々妻帯することがある。右様な場合には、女子は其配遇者とともに、舅姑の保護のもとに在るので、恰も、義の父母のもとに、子としての位置を有つのであるから、夫に對しての、妻の務はあるが、まだ家に対しての主婦の責は持たぬのである。（上四―五）

女性が結婚すれば、そのひとは当然夫たるひとの妻となる。しかし、もし夫がいまだ独立した家計を営んでおらず、舅・姑のいる家に嫁ぐということであれば、その家の主婦は姑ということになるのであり、したがつてその嫁は、「夫に對しての、妻の務」はあつても、「家に對しての主婦の責は持たぬ」ことになる。下田は、「家に對して」のそのひとの位置という観点から妻（ミコ）と主婦（House-wife）とを峻別しているものであり、よつてこの嫁は妻ではあつても主婦ではない、と言うのである。

下田はさらに、「舅姑の保護のもとに立つ娘の位置は、まづ、子の位置と同じ心得」（上七）でなければならぬ、「舅姑に親とし事へて、善く其心を楽しましめ、又善く其起居を安からしむるが第一」（上七―八）で、「舅姑を措いて、夫に事ふることの出来ぬ」（上八）こと、つまりその嫁の「家に対して」のあり方が、「夫に対しての、妻」であることより優先されなくてはならないことを説く。そして、妻ではあつても主婦ではないというその位置のために、嫁は「主婦としての事項に啄を容るゝことをせぬは言ふ迄も無い」（上八）と云うのである。

このように「妻として主婦たらざる人」（上四）がある一方、「主婦として妻ならざる者」（上九）もいる。たとえば「人に嫁せずして、独立の生計を営む者も、一家をなして、其家の主宰たれば云ふ迄も無く、単に主婦なる位置に在りて、其家事一切を整理すべき者である」（上九）し、「人の妻となりても、不幸にして、早く其夫に別れ寡居して、一家を営みつゝある者も亦既に直接には、妻なる責無くして、単に主婦なる務があることになる」（上九）。（こゝでも「一家をなして、其家の主宰た」ること、あるいは「一家を営」んでいることなどの、「家に対して」のそのひとの位置が、主婦であるか否かの基準となつてゐる。

そして、「妻として主婦たらざる人」と「主婦として妻ならざる者」とでは、「其範囲」が違つてくると下田は言う。前者は、

「専ら従順謙遜の徳を守つて、苟くも長者が、不義不道に陥るやうな悪き行ならざる限は、大抵の事は、唯其旨に従つて、其指揮のもとに働」（上十三）くこと、つまり、「不義不道」につながるようなことでないかぎりには、基本的に「長者」（舅、姑、あるいは義兄などの家長）に従ひ、「専ら従順謙遜の徳を守」ることが「其範囲」であるとするのに対し、後者は、「主人のすべき事までも、一切身一つに引き受けて取りさばかねばならぬ」（上七）ために、「外面は、猶和らかにおとなしくはあつても、心は確乎として居て、容易に人の言に動かされぬやう、又為さねばならぬ事を、何時迄もぐづぐづして極りの無いような事をせず、他から侮り軽んぜられぬやうに、物の理非も了解り、精神の基礎も固くなるやうなことに心がけねばならぬ」（上十三―十四）と、自己を立てて「確乎」することが「其範囲」であるとす。

そして重要なことは、一人の女性が「妻として主婦たらざる人」になることもあれば、「主婦として妻ならざる者」になることもある、ということである。たとえば舅姑のいる家に嫁いで「妻として主婦たらざる人」になつたひとが、夫が親から独立して家を立てることで、妻であると同時に主婦であるひとになり、さらにその後、夫に先立たれ「主婦として妻ならざる者」になることも充分あり得る。そのような場合、その女性は、「家に対して」自分がどのような位置にあり、どのようなことが「其範囲」

であるかを、そのときどきで判断し、それによって自身のあり方、生き方、言動を決していかなければならない。つまり、「其<sup>その</sup>範囲」というのは、そのひともつて生まれたものによってではなく、家・家庭という「場」の方から決まっていくなものであると下田は考えているのである。「前者（妻として主婦たらざる人）…論者注）の位置にあつては、従順謙遜であつた人が、後者（主婦として妻ならざる者…同）の位置に移れば、すなはち沈黙果斷の人になるやうにありたいのである。君子は器ならずとはかやうの事を云つたのである」（上十四）とも言っているように、下田は、家・家庭という「場」こそが、女性のあり方、生き方を考える際の基礎に置かれるべきものと考えているのである。

#### 4

家・家庭という「場」から女性のあり方、生き方を考えるという下田の姿勢は、むろん、この後に説かれる「妻と夫との職責範囲」においても一貫している。

前節で見たように、下田は、妻のあるべきありようを考えるためには、「まづ、妻たるもの、範囲を善く定めて置いて、苟<sup>い</sup>くも、其<sup>その</sup>範囲を越えぬやうにすることが大切」であるとし、さらにその「妻たるもの、範囲」を考える前提として、「妻と主婦との区

別」を明らかにしようとした。そしてその後に「妻と夫との職責範囲」が語られていくのであるが、この「妻と夫との職責範囲」を確認することが必要である理由を、下田はこのように説明する。

妻たる人は、まづ其<sup>その</sup>夫と己<sup>おの</sup>れとの職責、及び其<sup>その</sup>範囲を心得て置く必要がある。而して其<sup>その</sup>自らが責<sup>せめ</sup>として務むることは、毫も許すこと無く、善く己れに克ち己れを責むべきも、若し夫が其<sup>その</sup>責<sup>せめ</sup>を尽<sup>つく</sup>さず、又其<sup>その</sup>範囲を越えて、妻を侵害した時には、……これを諫めもし止めもすべきである。（上十五—十六）

先にも述べたように、「妻たるもの、範囲」があれば、その一方には夫たるものの「範囲」もある。妻同様、夫は夫としての「其<sup>その</sup>責<sup>せめ</sup>」を尽<sup>つく</sup>くさないとならないし、夫としての「其<sup>その</sup>範囲を越えて」、妻の「範囲」を侵害してもいけない。そしてもし夫が「其<sup>その</sup>範囲」を遵守しないようなことがあれば、妻はそれを見ぬふりをしたり、それに耐えたりするのではなく、「諫めもし止めもすべきである」と下田は言う。なぜなら、夫も妻も、一家においてそれぞれの「範囲」を務め、「家に対して」「其<sup>その</sup>責<sup>せめ</sup>」を負っている成員だからである。

前節冒頭に引用した部分の言葉を使えば、一家の「首<sup>かしら</sup>」たる夫は、一見、「勝手に言ひもし行ひもし」（上二十三）ている独裁

者のように思える。しかし、それはただの「勝手」ではなく、一家の「首」としての「其範圍」を務めているのであり、それと同様に、妻も、一家において、妻としての「職責範圍」を務めているのであつて、その意味で、両者は一家を経営するのに不可欠な成員として「さし並べ」られるべきものである。だからこそ、妻は、夫が「其範圍を越え」るようなことがあれば、「家に対して」「其責」を負う者として、夫を「諫めもし止め」ることもでき、またそうしなければならぬ。「妻は夫の示された繩張の内に於いて、十分に働くべきであつて、容易には、その繩張を越えてはならぬ。けれども、その繩張のしやう如何に就いて、意見あらば、折を見て、其意見を夫に呈出して差し支へ無い」（上二十五―二十六）とも言っているように、妻は基本的に、夫がその「職責範圍」として妻に示した「繩張」の内で活動すべきであるが、しかしその「繩張のしやう如何」が、一家を経営していく上で最善でないと思われる場合には、妻は、夫と同じく「家に対して」「責」を負う者として、夫に意見すべきであると、下田は見ているのである。

ここでも、夫と妻との関係は、個人と個人との関係としてではなく、互いの「家に対して」のあり方、つまり一家においてそれぞれの「範圍」を務める者、「責」を負う者同士の関係として、家・家庭という「場」の方から捉えられている。<sup>19)</sup>

ところで下田は、「夫と妻との職務の範圍」（上十六）について、次のようなことを言っている。

兩個の別を概言すれば、やはり、男は外を治め女は内を理むるの原則に従ふ迄である。すなはち、夫は外務を、妻は内務を主るのである。で、夫が公けに尽すために、十分の力を用ひらるべく、妻はこれを善く助けて、内を顧るの憂無からしむるやうにすべきで又夫は外で働いて得た所の物を妻に委ね、妻は其れを以て、内を取り整へて往くべきである。けれども、世の中の事は、いかに分業を可しとすとは云へ。物を真二つに割つたやうに切り分けらるゝ者では無い。妻の分担の中にも、夫の多少分担すべき事も混り、夫の分担すべき事の中にも、また妻の分担すべき事も混つて居るものである。（上十六―十七）

ここで言われている男女の「分業」、つまり「夫は外務を、妻は内務を主る」ということは、下田が他の論においてもくり返し述べていることである。たとえば実質的に初めての著書である明治二十六（一八九三）年の『家政学』においては、「国家の政事」「国事」「公務」といった男性の仕事に対して、主に女性が担う「家政」を「内政」と言つて、男性の担う「政事」に並びたつ

ものと捉えているし、<sup>20</sup>亡くなる三年前の昭和八（一九三三）年に出版した『婦人常識訓』においても、「男子女子の職分について十分確りした分別をつけておくべき事」を説き、「国家の活動と、進歩とを助けて行くのは、申す迄も無く、其の事業の大部分は男子の手に俟たなければならぬのであります。が、又必ず婦人の手に俟つべきことも少なからぬ次第で、そして、経済学原則から申しても、分業の利益は明かなものであります。国家の上に於いても、男子は男子の方面、女子は女子の方面と各々手分をして、長短相助け、所謂分業の原則を応用して行つたならば、其の利益は非常なものでありませう」と言っており、<sup>21</sup>男女の「分業」ということは、下田の思想の根幹をなすものとも言える。

『良妻と賢母』のこの記述においても、下田は、「男は外を治め女は内を理むるの原則」、「夫は外務を、妻は内務を、主ると」という男女の「分業」を説くのであるが、と同時に、「分業」とはいつても、「物を真ま一つに割つたやうに切り分けらるゝ者では無く、夫の「範囲」と妻の「範囲」との境目が明確でないことも多々あるということを強調している。

下田はこの後その例をいくつか挙げていたのであるが、たとえば「飲食物の監理」という、いかにも家政、主婦の仕事と思われようなことであつても、「其その選択、調理、貯蔵等、大抵主婦が手に一任さるゝのであるが、これとても、主人の嗜たしなまるゝ物は

勿論、賓客の用、贈呈品等に当あつべき品は、敢へて自ら専らにせず、善く保管して置いて、主人の命令を待つべく、猶且なほかつ、賓客饗応の時の飲食品等は又これ夫の旨むねに従ふべきである」（上十八、十九）と、ここにもたとえば「賓客饗応の時の飲食品等」、夫の「範囲」が一定ある。「賓客饗応の時の飲食品等」は「夫の旨むねに従ふべき」ものであるが、とはいえ実際にそれを「調理、貯蔵等」するのは妻の「範囲」となり、そうであればその「責せめ」が夫と妻のどちらにあるのかを峻別するのは難しい。

また、「住居の監理」についても、「其その洒掃せいそうや、器具の整理や、普通の修繕はみな主婦の担当である。けれども、……住居を何れの地に下げし、いか程の費つひを以てし、いかやうな構造にするかと云ふ事は、却かへつて、主人が主しゅとなつて取り扱ひ、主婦はこれに参与するので、猶且なほかつ、大修繕の如きも、特別の場合の外ほかは、主人の方が主しゅになつて、監理するが普通であらう。けれども、主人の上の監理は、主婦の手を待つ事が多いのであるから、其その分担は猶なほ主人が四分、主婦が六分位でもあらうか」（上十九、二十）と、夫と妻それぞれの「範囲」や「責せめ」をはつきりさせることの難しさが述べられる。

このように、「夫と妻との職務の範囲も、大別するは易やすく小別するは難かたい」がゆえに、「其その別わかち難かたい所のものは必ず共同の責せめをもつ者と心得べきであらう」（上十六）と下田は言う。ここで言

られる「共同の責」ということは、ここまで下田が夫と妻それぞれの「範囲」と「責」をくり返し説き、そして互いの「範囲」を侵害してはならないと述べてきたことと矛盾するようにも思われる。しかし、家・家庭というものは、その成員それぞれの側に注目すれば、それぞれ別々の個が寄り集まって成立する複合体ということになるが、家・家庭を単位に考えれば、それは全体で大きな（一）——有機体・共同態——となつてはたらいっているのであり、すでに（一）としての生命を持つて以上、それを部分に分けて考えることが難しいところが、どうしても出てきてしまうのである。

このことを、下田は次のような例で説明する。

「千なりや蔓一筋の心より」とは、其主人公の注意如何によつて、幾多の隷属は善くも悪くもなるものであるとの意を云ふたのである。誠に主人の駕御宜しきを得れば、一家は平和で、常に欲楽であるに相違無い。然るに此千なり瓢箪は、なる程、蔓一筋が確乎としてさへ居れば、多数の瓢もなることは疑ひを入れぬ道理なれども、扱此蔓を助くる棚が無かつたならば、折角善く生い延びた蔓も、或ひは折れ或ひは萎れて、遂に十分の成功を見ぬと同じことで、千なりの蔓が夫なれば、其棚は妻である。蔓は蔓の職務を勤め、棚は棚の

職務を勤め、善く其限界を守つて、互ひに相助けてこそ、葉も茂り実もなるのである。蔓を助くる棚の作りかたは、中々苟くもしてはならぬ。故に古の人「女子が齊家の績は、男子が治国の功に譲らず」と云はれたのである。

（上二十八―二十九）

「千なり瓢箪」は、その蔓が「主人公」としてその繁栄の鍵を握つており、「蔓一筋が確乎としてさへ居れば、多数の瓢もなることは疑ひを入れ」ない。しかし、蔓は、それを支える棚があつてこそ「葉も茂り実もなる」のであり、蔓と棚をそれぞれまったく独立してはたらくものとして見ることはできない。家・家庭もそれと同じで、夫と妻、それぞれの「職務」「限界」を「大別」することはできても、「小別」することは難しい。

このように、夫、妻のはたらきは、家・家庭という大きな（一）の中で捉えられ、考えられなければならないと下田は確認し、この後いよいよ「何をか良妻と云ふ」を述べていくのであるが、それについては稿をあらためて論じたい。

#### ■注

1 岩見照代「解説」『下田歌子『家庭』ゆまに書房、二〇〇〇）

2 山崎明子『近代日本の「手芸」とジェンダー』世織書房、二〇〇五

3 「男子の外を治め、女子の内を守ることは、真に、天賦の職分なれば、女子たらん者は、たとひ、万巻の書を読み、百科の学に通じ、各種の芸に長けたりとも、一家の事を理むるに拙く、内助の功無からんには、決して良妻賢母とは、称す可からず。」

(下田歌子『家政学』上・下、博文社、一八九三)

4 前注<sup>2</sup>

5 和辻哲郎は婦人の教養について、断片・メモに次のように書きつけている。

母及妻は女が人間として己れを完成する重大な方法にあらざや。……我々が最もよく人間たるは、我々の特殊の地位、個性、性の差別、職業等をそのまゝに、その生活を通じてなし得る也。それらを脱することによつて、「人間」たりと思ふは、足、地下を踏まざる空想也。……(良妻賢母を目ざして、妻或は母としての特殊の仕事を教へ込んで、決して良妻賢母は出ぬ。良妻賢母はよき人間の特殊の具現で、根柢なくしては出ない)。

(傍線原文。和辻哲郎「婦人の教養について」(『和辻哲郎全集』別巻二、岩波書店、一九九二所収))

6 小山静子『良妻賢母という規範』勁草書房、一九九一

7 深谷昌志『増補 良妻賢母主義の教育』黎明書房、一九九〇

8 深谷は「良妻賢母を日本特有の近代化の過程が生みだした歴史の複合体とみなしている。すなわち、ナシヨナリズムの台頭を背景に、儒教的なものを土台としながら、民衆の女性像からの規制を受けつつ、西欧の女性像を屈折して吸収した複合思想である」と、この言葉の歴史的変容に重点を置いている(前注<sup>7</sup>)。以下、引用は、ことわりがないかぎり、下田歌子『良妻と賢母』富山房、一九二二。仮名遣い、ふりがな等、表記は適宜あらためた。

10 丸山眞男「思想史の考え方について」(『丸山眞男集』第九巻、岩波書店、一九九六所収)

11 丸山眞男「忠誠と反逆」(『丸山眞男集』第八巻、岩波書店、一九九六所収)

12 下田歌子『女子日本歴史教科書』上の巻、文学社、一九〇三  
たとえば女神である天照大神が「わが皇室の御祖神として齋き崇め奉ら」れているなどのことを、その傍証として下田はあげている。

14 下田歌子『日本の女性』実業之日本社、一九一三

15 下田が女性のあり方、生き方を考える際のこのような姿勢については拙論「下田歌子の倫理思想——近代日本における女子教育の思想として——」(『教育文化』第二十三号、二〇一四) 参

照

16 和辻哲郎「倫理学」（『和辻哲郎全集』十・十一巻、岩波書店、一九六二所収）

17 前注16

18 前注16

19 清水博は、西田幾多郎の「場所の論理」を援用し、個と個の関係としてだけではなく、「場」の側から、個や、個と個の関係を捉えるべきであるという「場」の理論を展開している（『場の思想』東京大学出版会、二〇〇三、『生命を捉えなおす』中公新書、一九九〇等）。

20 下田歌子『家政学』（前注3参照）

21 下田歌子『婦人常識訓』（下田歌子著作集 香雪叢書第四巻）、実践女子校出版部、一九三三

■付記

本稿は平成二十五年度財団法人上廣倫理財団研究助成による成果の一部である。

(い)とつ・ゆきこ／実践女子学園下田歌子研究所主任研究員